必要書類（新入学児童生徒学用品費　入学前支給）

※「就学援助申請書」及び「通帳等の写し」と合わせて、申請理由に応じた必要書類をご提出ください。

<table>
<tr><th></th><th>申請理由</th><th colspan="3">必要書類</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td>1</td><td>生活保護の停止
または廃止</td><td colspan="3">生活保護廃止通知書（写）または
生活保護停止通知書（写）</td><td>申請年度の４月１日以降に停止・廃止になった方（世帯状況変更による廃止者は除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">市町村民税の
非課税

（障がい者、未成年者、ひとり親家庭のみ）</td><td colspan="2">世帯状況</td><td>必要書類</td><td rowspan="4">申請時に 18 歳以上の世帯全員の町民税が所得割額・均等割額ともに０円の方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R8.1.1 現在、砥部町に住民票がある</td><td>申請者が世帯主かつ生計同一世帯がいない</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>申請者が世帯主でないまたは生計同一世帯がいる</td><td>同意書（様式第２号－２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">R8.1.1 現在、砥部町に住民票がない</td><td>町県民税課税（所得）証明書（R8.1.1 現在お住まいの市区町村で取得して下さい）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>市町村民税の減免（災害）</td><td colspan="3">通知書（写）</td><td>申請年度の４月１日以降に火災、地震等の災害により減免された方</td></tr>
<tr><td>4</td><td>個人事業税の減免（災害）</td><td colspan="3">通知書（写）</td><td>申請時に火災、地震等の災害により減免された方</td></tr>
<tr><td>5</td><td>固定資産税の減免（災害）</td><td colspan="3">通知書（写）</td><td>申請年度の４月１日以降に火災、地震等の災害により減免された方</td></tr>
<tr><td>6</td><td>国民年金の掛金の全額免除</td><td colspan="3">国民年金保険料免除申請承認通知書（写）または
国民年金保険料免除理由該当通知書（写）</td><td>申請時に世帯及び生計同一者全員が国民年金保険料を全額免除されている方</td></tr>
<tr><td>7</td><td>国民健康保険料の減免（災害）または徴収の猶予</td><td colspan="3">通知書（写）</td><td>申請時に世帯全員が国民健康保険に加入し、保険料を減免・徴収猶予されている方</td></tr>
<tr><td>8</td><td>児童扶養手当の支給</td><td colspan="3">原則として書類不要
ただし、申請者が世帯主でない場合または生計同一世帯がいる場合は、同意書（様式第２号－２）が必要</td><td>有効期限が令和９年 10 月 31 日の児童扶養手当証書をお持ちの方
（更新手続等で、申請時に対象の証書をお持ちでない場合は、更新後に学校教育課で受給状況を調査いたします）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>生活福祉資金の貸付け</td><td colspan="3">生活福祉資金貸付決定通知書（写）</td><td>申請時に低所得世帯等を対象とする社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の決定を受けた方</td></tr>
<tr><td rowspan="4">10</td><td rowspan="4">その他
経済的理由</td><td colspan="2">世帯状況</td><td>必要書類</td><td rowspan="4">世帯全員の総所得額が、認定基準額を下回る方

※認定基準額
　生活保護法第８条第１項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1.3 倍

※申請後に審査を行いますので、申請時点で認定の可否をお伝えすることはいたしかねます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R8.1.1 現在、砥部町に住民票がある</td><td>申請者が世帯主かつ生計同一世帯がいない</td><td>調書（様式第２号－１）</td></tr>
<tr><td>申請者が世帯主でないまたは生計同一世帯がいる</td><td>同意書（様式第２号－２）
調書（様式第２号－１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">R8.1.1 現在、砥部町に住民票がない</td><td>町県民税課税（所得）証明書（R8.1.1 現在お住まいの市区町村で取得して下さい）
調書（様式第２号－１）</td></tr>
</table>

※就学援助制度での「世帯」とは、同一住所にお住まいの生計を同一にしている全員を意味します。生計を同一にしている方が同一住所で世帯分離により住民票を別にしている場合や、単身赴任等により別居している場合も「世帯」に含みます。

【お問い合わせ】砥部町教育委員会学校教育課（砥部町宮内 1369 番地　砥部町中央公民館２階）
ＴＥＬ：０８９－９６２－４８２０